

第3回遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会議事録（要旨）

1 日時

平成29年9月4日（火）15:00～15:35

2 場所

遠軽町役場3階第3会議室

3 出席委員

本間克明委員長、遠藤利秀副委員長、谷口寿康委員、宮崎良公委員、鈴木慶樹委員、吉川知宏委員、梅田弘胤委員

4 欠席委員

藤田真一委員、伊藤緑委員

5 遠軽町出席者

加藤俊之総務部長、佐藤祐治企画課長、中原誉企画課主幹

6 議事内容

(1) 開会

15:00佐藤課長が開会を宣言。欠席者について報告。

(2) 委員長挨拶

前回までで議論は尽くされたと思うので、それを踏まえて本日の第3回はまとめをしたい。よろしく願います。

(3) 議事（発言は主なもの。内容は要約している。）

ア 第2回委員会の振り返りについて

資料1に基づき、中原主幹から説明。質問、意見等なし。

イ 具申について

中原主幹から資料2（具申書の案）について説明し、たたき台であるので文言等細かいところを含めて検討を依頼した。

（本間委員長）これについて、何か意見あれば出してほしい。

（宮崎委員）よくまとまっていると思う。

（本間委員長）梅田委員の言っておられた第34条（委員の公募）の件については、「1 本委員会の意見（2）」に包含されていると思うがこれでよいか。

（梅田委員）これでよい。

（本間委員長）条例の内容のPRについても、「1 本委員会の意見（2）」に包含されていると思うがどうか。

（宮崎委員）これでよい。

（本間委員長）第8条と第2条の整合性（町民の定義と町民の権利の規定における法律との整合性）について、これでよいか。

（遠藤副委員長）これでよい。

(本間委員長) 谷口委員、いかがか。

(谷口委員) 率直な疑問だが、8条と2条の関係で改正が妥当だということで意見を出す、これを受けて町でやられることでいいか。

(中原主幹) 見直しの検討をしてくださいと町長からお願いをしてこの委員会が立ち上がったということで、依頼に応じて委員会で検討して具申という形で町長に回答するということになる。町長としては、意見をいただいて、最終的には議会の議決が必要なので、町長から提案して議会の議決を得ることになる。町長は具申を尊重するが、このとおりかというのは町の内部で、町長の判断で変える可能性はある。ただし、十分尊重させていただく。

(本間委員長) 吉川委員、いかがか。

(吉川委員) 4年前は、「どこまで具申すべきか。」という議論で1回潰した。条例の条文を見る限り、現状にそぐわない部分を指摘すればいいので、これでいいと思う。あと、当たり前と言えば当たり前だが、この具申を何ですのか、目的があつてこの文書があるので、説明があつた方がわかりやすいと思う。

(佐藤課長) 「条例第43条に基づき、設置」ということか。

(吉川委員) 資料として残すのであれば、あつた方がよりわかりやすい。

(本間委員長) 具申する時に、学区割についてのよう、直接これには関係ないが町長に伝えることはないか。

(佐藤課長) 学区割については、意見いただいたことについては、すぐに担当に伝えている。教育委員会の学校教育担当課長の方に話をさせていただいたので伝わっている。

(本間委員長) そういうことであれば、この基本条例のことについてのみ申し上げればということによろしいか。

(全体) 了承

(中原主幹) なぜ、この具申をするかというのを入れたほうが、確かに入れたほうがいいと思う。

(吉川委員) 例えば「このことについて、自治基本条例何条に基づき」のように入れておくと、「ああ、この規定に則って出てきたのだな。」となる。

(中原委員) 第43条に推進委員会を設置するとなっているので、「自治基本条例第43条第1項に基づいて、次のとおり条例の見直しに関する検討をいたしましたので、結果を具申します。」という形で。

(本間委員) そのような形でお願いします。あとはよろしいか。

(中原主幹) 具申書を町長に渡す時に口頭で伝えることなどもあつていい。

(吉川委員) 委員会としての具申だが、委員長から町長に渡していただければいいので、委員長の方で調整してもらいたい。

(本間委員長) 私と副委員長で調整して対応したい。今は案になっているが、最終的

なものを皆さんに提示するか。

(中原主幹) そうする。

(本間委員長) 第3回の議事内容と合わせて、最終的な文書をお渡ししたいと思う。

あと、会議の内容について公表するというようなことも前回あった。今回も「1本委員会の意見(2)」のところで触れられているが、するという事によろしいか。

(中原主幹) この会議は公開で開かれているので、事前にお知らせして、終わった後には議事録が公開されてというのが「会議の公開」をしっかりやるという形で言うところ理想的ではあるが、全ての情報を公開するのは難しいと思うので、今回3回目で具申の中身がまとまったタイミングで、それまでの経過を町のホームページで公開するよう考えている。

(吉川委員) 具申する前に載せるのか。

(中原主幹) できればそうしたい。

(本間委員長) その辺のところを、前後を日程調整で考慮していきたいと思う。

(佐藤課長) 先ほど吉川委員からご提案のあった記書きの前の部分について、まちづくり自治基本条例第43条よりは、推進委員会条例第2条の規定に基づきということと事務処理をさせていただきたい。具申する根拠としてはこちらになる。

6 その他

なし

終了 15:35